2　機構が行う法第三十条の九の二第二項の規定による修正前及び修正後の住民票コードの総務省への提供については、番号利用法施行令第二十条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同条第四項中「情報照会者等から第二項の規定による通知を受けた」とあるのは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第二十条第四項の規定により総務大臣に通知した同条第二項の特定の個人に係る住民票コードが記載された住民票について、当該住民票コードの記載の修正が行われたことを知った」と、「同項の特定の個人に係る住民票に記載された」とあるのは「当該特定の個人に係る修正前及び修正後の」と読み替えるものとする。

第三十条の九から第三十条の十一までの規定中「同項第一号」を「第一号」に改める。

第三十条の十二から第三十条の二十四までを次のように改める。

（都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法）

第三十条の十二　都道府県知事が行う法第三十条の十五第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による法第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの（以下この条において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。）の都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関（以下この条において「都道府県知事以外の執行機関」という。）への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

一　総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

二　総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

第三十条の十三から第三十条の二十四まで　削除

第三十条の二十六第七項の表法第三十条の十五第三項及び第四項の項を削り、同表第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第十五条の三第二項の項から第三十条の三十二の規定により読み替えて適用される第三十条の五第三号の項までの規定中「第三十条の三十二」を「第三十条の三十一」に改め、同表第三十条の十二の項を削る。

第三十条の二十七第三項中「第三十条の三十二」を「第三十条の三十一」に改める。

第三十条の三十を削り、第三十条の三十一を第三十条の三十とし、第三十条の三十二を第三十条の三十一とする。

第三十一条第二項の表第三十条の三十七第一項の項中「その他の市町村の執行機関」及び「その他の市の執行機関」を削り、同表第三十条の三十八第一項の項中「市町村長その他の市町村の執行機関」を「市町村長」に、「その他の市の執行機関若しくは区長」を「若しくは区長」に改め、同表第三十条の四十四第一項の項から第三十条の四十四第十項の項までを削る。

第三十二条第二項の表第三十条の十五第一項の項から第三十条の二十二の項までを削る。

（電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令の一部改正）

第二条　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令

第一条の前に次の目次並びに章名、節名及び款名を付する。

目次

第一章　認証業務

第一節　署名認証業務

第一款　署名用電子証明書（第一条―第七条）

第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第八条―第十六条）

第二節　利用者証明認証業務

第一款　利用者証明用電子証明書（第十七条―第二十三条）

第二款　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条・第二十五条）

第二章　認証業務情報等の保護（第二十六条―第三十条）

第三章　雑則（第三十一条―第三十四条）

附則

第一章　認証業務

第一節　署名認証業務

第一款　署名用電子証明書

第一条の見出しを「（署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項）」に改め、同条中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。」に改める。

第二条の見出しを「（署名用電子証明書発行記録の保存期間）」に改め、同条中「記録された発行記録」を「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が記録した署名用電子証明書発行記録」に、「発行記録をいう」を「署名用電子証明書（」に、「電子証明書を」を「署名用電子証明書を」に、「以下」を「第八条第二号及び第九条第二号において」に、「法第五条の規定により当該電子証明書の有効期間」を「当該署名用電子証明書発行記録に係る署名用電子証明書の有効期間（法第五条に規定する署名用電子証明書の有効期間をいう。以下同じ。）」に改める。

第三条の見出しを「（署名用電子証明書失効申請等情報の保存期間）」に改め、同条中「都道府県知事」を「（機構」に、「失効申請等情報」を「署名用電子証明書失効申請等情報」に改め、「法第五条の規定により」を削り、「電子証明書の有効期間」を「署名用電子証明書の有効期間」に改める。

第四条の見出しを「（署名利用者異動等失効情報の保存期間）」に改め、同条中「都道府県知事」を「機構」に、「異動等失効情報」を「署名利用者異動等失効情報」に改め、「法第五条の規定により」を削り、「電子証明書の有効期間」を「署名用電子証明書の有効期間」に改める。

第五条の見出しを「（署名用電子証明書記録誤り等に係る情報の保存期間）」に改め、同条中「都道府県知事」を「機構」に、「記録誤り等に係る情報」を「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」に改め、「法第五条の規定により」を削り、「電子証明書の有効期間」を「署名用電子証明書の有効期間」に改める。

第六条の見出しを「（署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報の保存期間）」に改め、同条中「都道府県知事」を「機構」に、「発行者署名符号の漏えい等に係る情報」を「署名用電子証明書発行者署名符号の漏えい等に係る情報」に改め、「法第五条の規定により」を削り、「電子証明書の有効期間」を「署名用電子証明書の有効期間」に改める。

第七条の見出しを「（署名用電子証明書失効情報ファイルの保存期間）」に改める。

第七条の次に次の款名を付する。

第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供

第八条第二号中「おける利用者（」を「係る」に、「をいう。以下この号において同じ」を「となるための申込みをする者（以下この号において「利用申込者」という」に、「当該利用者」を「当該利用申込者」に改め、「特定認証業務の利用の」を削り、「電子署名をいう」の下に「。次条第二号において同じ」を加え、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に、「利用者署名検証符号」を「署名利用者検証符号」に、「同条第二項」を「法第二条第四項」に、「）に」を「。同号において同じ。）に」に、「利用者署名符号」を「署名利用者符号」に、「同項」を「法第二条第四項」に、「）を」を「。同号において同じ。）を」に改める。